

令和2年4月22日

お客様の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策のための営業日・営業時間の変更について

平素は、当センターをご利用いただきありがとうございます。

今般、滋賀県が緊急事態宣言の対象地域とされたことに伴い、当センターでは4月27日から当分の間、営業日、営業時間等を次の通り変更させていただきます。お客様の皆様にはご不便をおかけしますが、お客様と当センター職員の感染防止のため、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. **職員は交代制**（月・木曜日と火・金曜日の2交代制）で勤務しますのでお待たせする場合があります。
2. 営業は、毎週 月・火・木・金の4日間とし、**水曜日は、臨時休業**とします。
3. 窓口での対面業務は、**午前10時～午後4時**（休憩：午後0時～午後1時）とします。
4. 相談および申請の訂正等については、事前に電話、メール等で連絡をお願いします。来所の時間を調整させていただきます。
5. 事務所内での混雑を避けるため、お車等でお待ちいただく場合があります。
6. お客様の来所を少しでも減らしていただけるよう、次の通りお願いします。
 - (1)手数料振り込みの場合は、郵送でも各種申請書を受付けます。
 - (2)確認済証、検査済証等は、希望により郵送もお受けします。
宛先を記入した返信用封筒等をご用意ください。(送料はセンターで負担します。)
 - (3)お問い合わせは、できるだけ電話、FAX、メール等をご利用ください。
 - (4)検査予約は、できるだけ電話予約、WEBによる受付をご利用ください。

※ 詳しくは、センターまでお問い合わせください。 TEL：077-569-6501